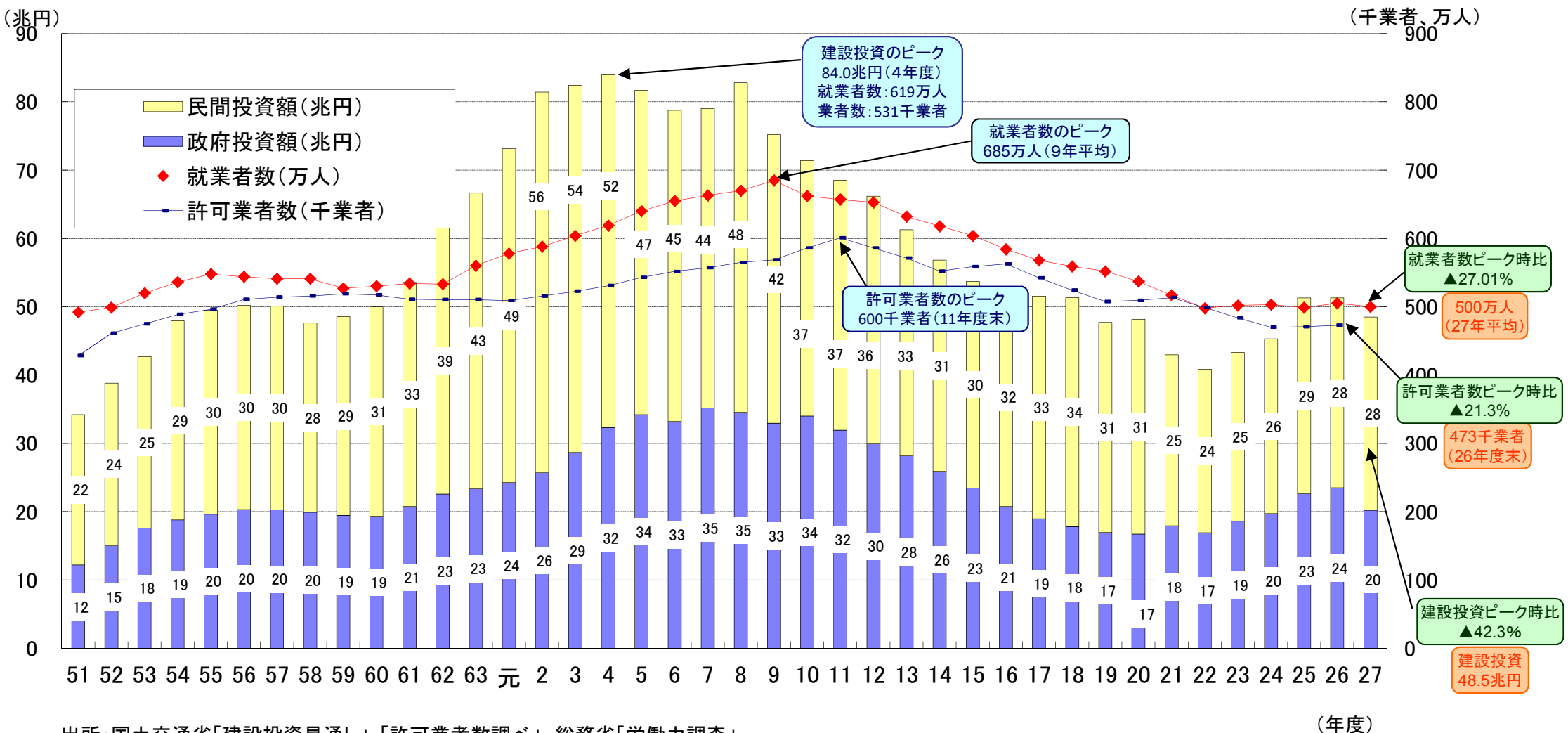


# 1. 建設業をとりまく最近の話題

---

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、27年度は約48兆円となる見通し（ピーク時から約42%減）。
- 建設業者数（26年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（27年平均）は500万人で、ピーク時（9年平均）から約27%減。



出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成24年度まで実績、25年度・26年度は見込み、27年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

# 品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法<sup>\*1</sup>」を中心に、密接に関連する「入契法<sup>\*2</sup>」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

## 品確法の改正 (H26.6.4施行)

■ **基本理念の追加**：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等

基本理念を実現するため

■ **発注者の責務**（予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等）を明確化  
■ **事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正**

### 基本方針 (H26.9.30閣議決定)

○公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定  
○国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

### 運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

○発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

## 品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

## 入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

■ **ダンピング対策の強化**（入札金額内訳書の提出）  
■ **公共工事の適正な施工**（施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大）

### 適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

○低入札価格調査制度等の適切な活用 of 徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記

○発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

## 建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業は公布から2年以内に施行)

■ **建設工事の担い手の育成・確保**（建設業者団体や国土交通大臣の責務）  
■ **適正な施工体制確保の徹底**（解体工事業の新設、暴力団排除の徹底）

### 建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

○技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

### 建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

○経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価  
○主任技術者の資格要件の緩和 等

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

## <背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

- H26.4.4  
参議院本会議可決(全会一致)
- H26.5.29  
衆議院本会議可決(全会一致)
- H26.6.4  
公布・施行

## <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

### ☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加

- ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保
- ・ 公共工事の品質確保の 担い手の中長期的な育成・確保の促進

○基本理念として、以下を追加

- ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の 中長期的な育成・確保
- ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の 維持管理の実施
- ・ 災害対応を含む 地域維持の担い手確保へ配慮
- ・ ダンピング受注の防止
- ・ 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の 賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・ 技術者能力の資格による評価等による 調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

### ☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した 予定価格の適正な設定

効果

- ・ 最新単価や実態を反映した予定価格
- ・ 歩切りの根絶
- ・ ダンピング受注の防止 等

- 不調、不落の場合等における 見積り徴収

- 低入札価格調査基準や 最低制限価格の設定

- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
- 発注者間の連携の推進 等

### ☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

- 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減

- 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注

- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に 緊密な連携を図りながら協力

- 国等が講じる基本的な施策を明示 (基本方針を改正)

- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の 運用指針を策定



# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

**運用指針とは：**品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

## 必ず実施すべき事項

## 実施に努める事項

### ① 予定価格の適正な設定

**予定価格の設定**に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

### ② 歩切りの根絶

**歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

### ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

### ④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

### ⑤ 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

### ⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

### ⑦ 発注や施工時期の平準化

**債務負担行為の積極的な活用**や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

### ⑧ 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

### ⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

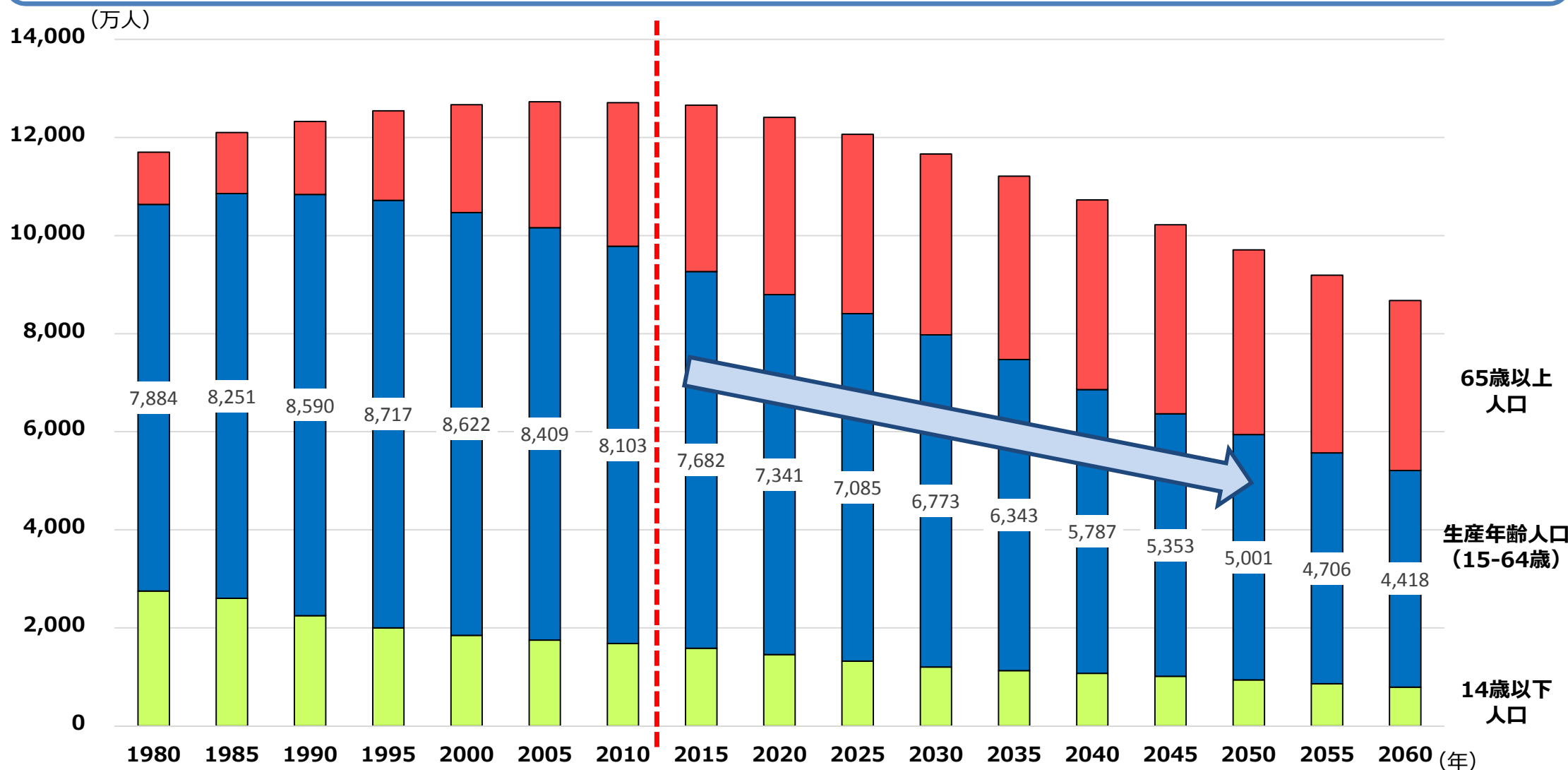
各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

### ⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

# 我が国の労働力人口の将来推計

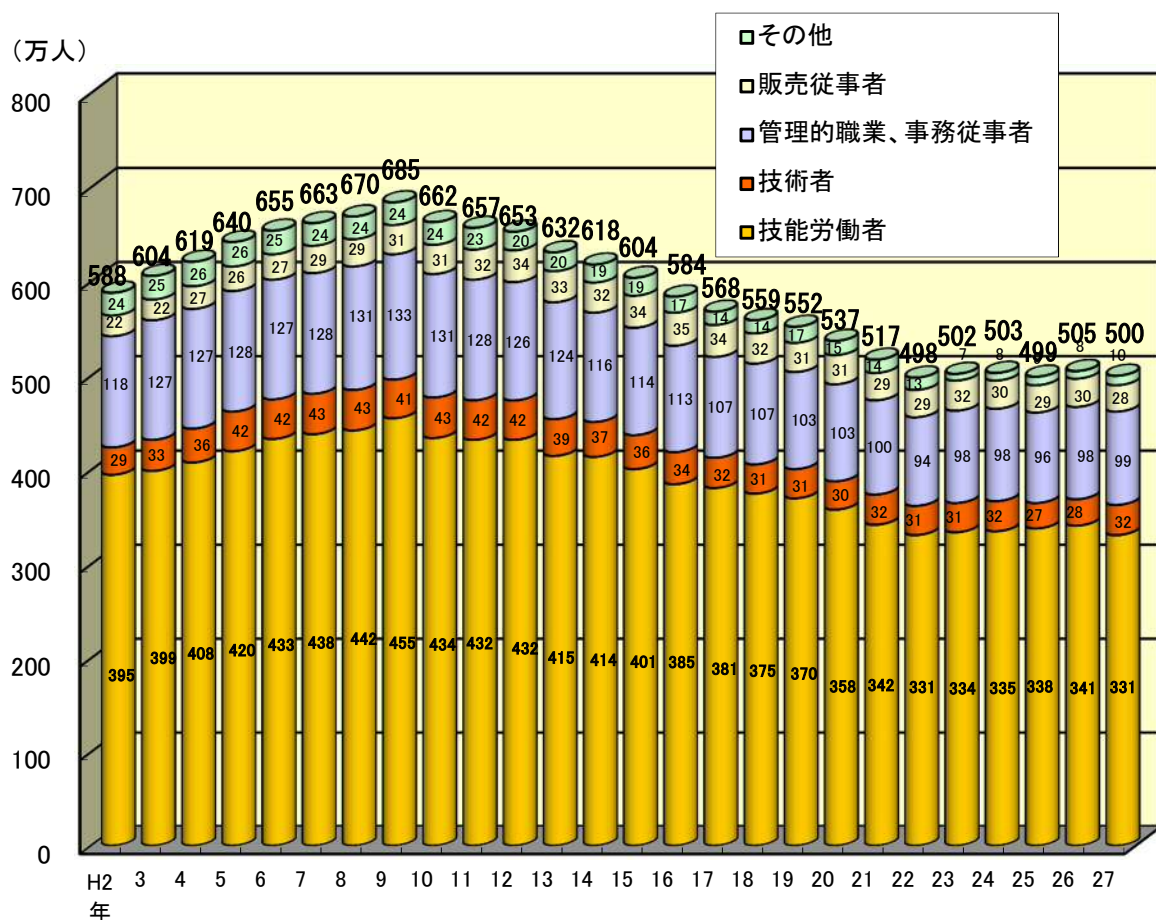
○ 我が国の生産年齢人口（15-64歳人口）は、2060年には4,418万人まで大幅に減少する見通し。



出所：2010年まで総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

## 技能労働者等の推移

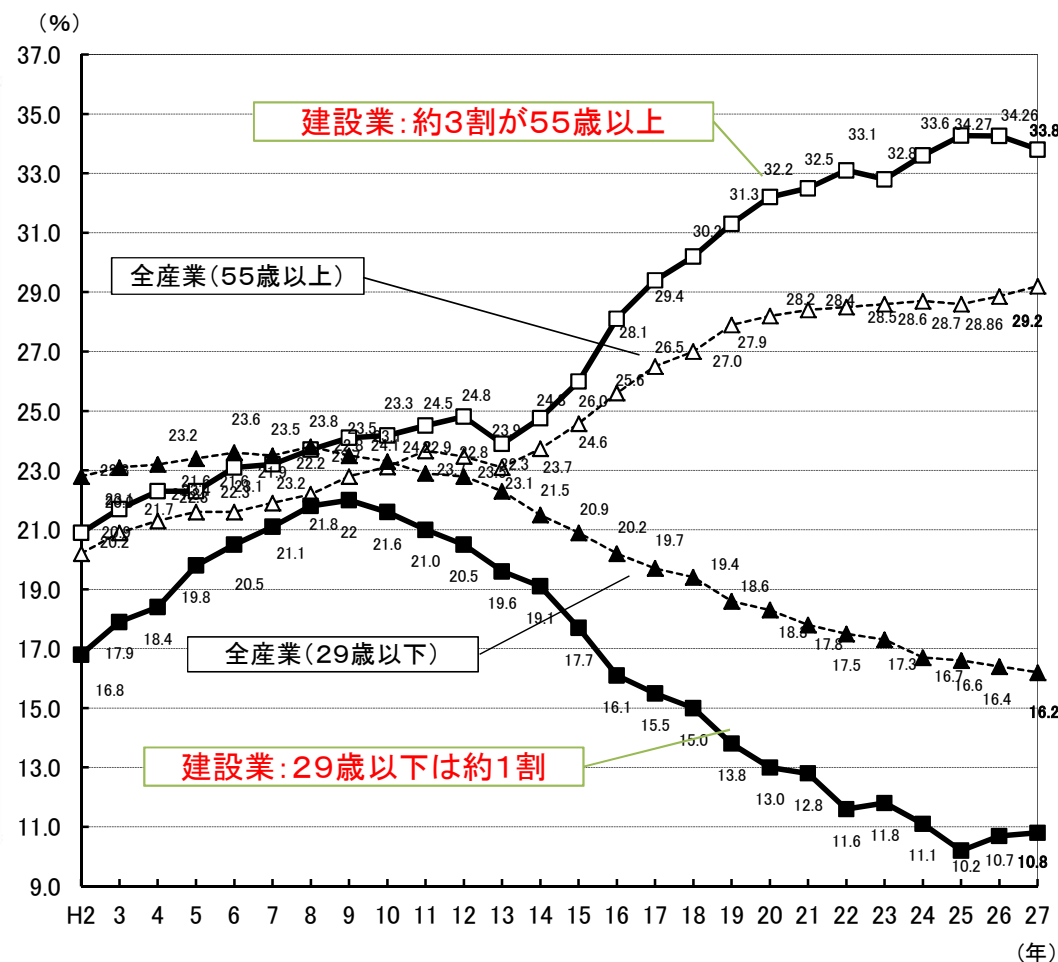
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 500万人(H27)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 32万人(H27)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 331万人(H27)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

## 建設業就業者の高齢化の進行

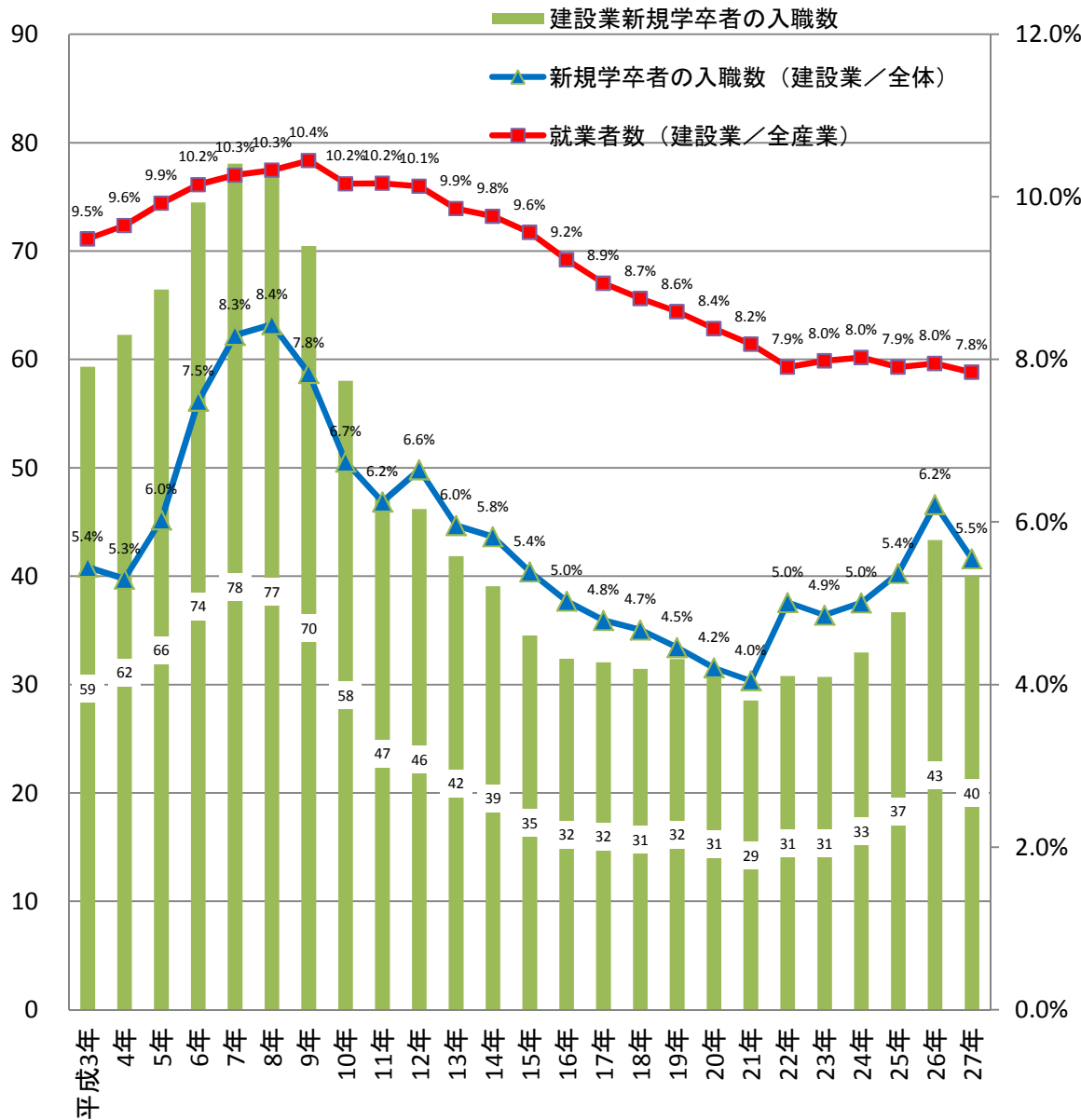
- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成26年と比較して55歳以上が約4万人減少、29歳以下は同程度(平成27年)



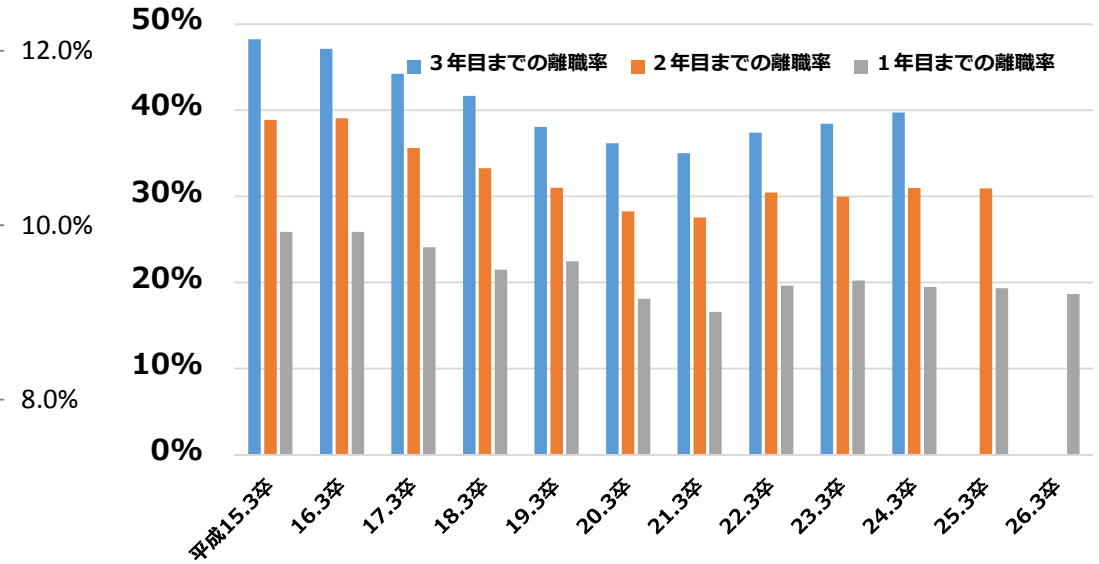
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

## 新規学卒者の建設業への入職状況

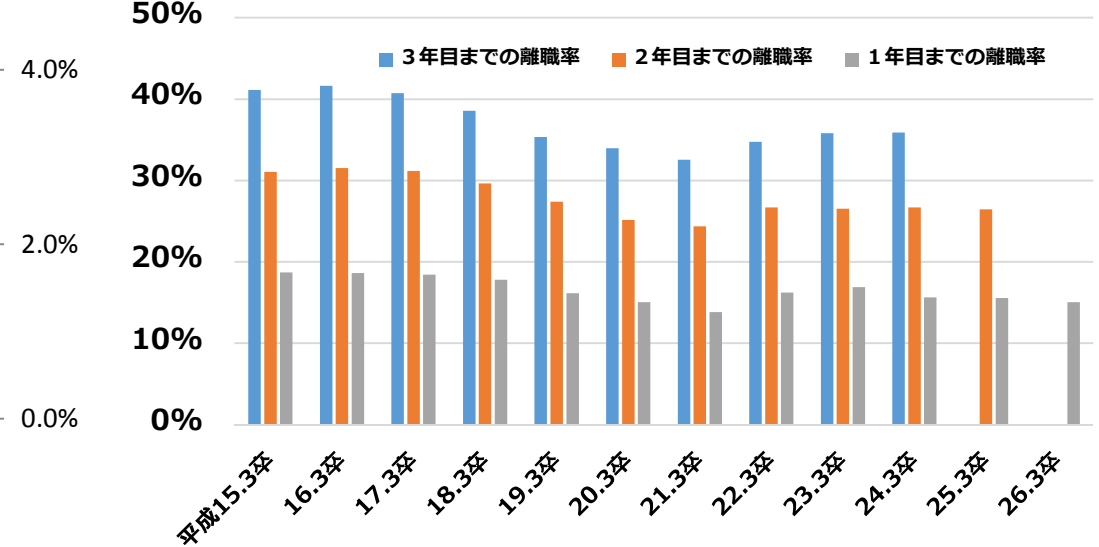
(千人)



## 離職率の推移 (建設業)



## 離職率の推移 (全産業)



出所: 文部科学省「学校基本調査」及び総務省「労働力調査」

出所: 厚生労働省「新規学卒者の事業所規模別・産業別離職状況」



- 今後、建設業において高齢化等により技能労働者が大量に離職することが見込まれ、将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持を図るためには、建設業の将来を担う若者の入職・定着を促し、人材を確保することが最重要課題。
- 加えて、労働力人口が総じて減少する中、我が国の経済発展に資する社会資本の効果的な整備を図るため、人材確保と並ぶ対策の柱として、生産性向上を推進することが不可欠。
- このため、若者にとって魅力ある建設業を目指し、処遇改善を中心として担い手確保・育成対策の更なる強化を図るとともに、新技術・新工法の活用、重層下請構造の改善等、建設生産システムにおける生産性の向上に官民一体となって取り組むことで、将来の担い手確保に強い決意で臨む。

処遇改善を中心とする担い手の確保・育成

建設生産システムにおける生産性の向上

処遇改善の徹底

見通しの確保

若者や女性の更なる活躍等

適切な賃金支払の浸透と社会保険加入の促進

労務単価の上昇分が確実に技能労働者に支払われるよう官民で取り組む  
平成29年度を目標に許可業者100%の保険加入に向けた更なる取組の強化

- 元請企業による優良な職長に対する手当の支給などの支援の普及【業界】
- 未加入対策に関する新たな施策等について、行政、建設業界双方の担当者に周知を図るため、全国10ブロックで説明会（キャラバン）を開催
- 民間発注者に対し法定福利費を含む適正価格での発注を働きかけ（先進的取組の水平展開）
- 一次下請企業を社会保険加入業者に限る措置を8月から全ての直轄工事に拡大（試行）
- 社会保険加入指導の前倒し（現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施）
- 元請・下請間での法定福利費の確実な移転方策について検討
- 入退場記録を含む就労履歴の管理システムを官民で早急に構築

→加入状況の確認を効果的に行える環境整備（併せて、技能・経験に応じた適正な評価・処遇、現場の安全管理等に資する）

ダンピング対策の強化、歩切りの根絶

適正利潤の確保のため、改正品確法の趣旨を発注の現場で更に徹底

- 低入札価格調査制度等の未導入の地方公共団体に対して個別に導入を要請
- 歩切りの実態調査の結果を踏まえ、地方公共団体に対し早期見直しを再度強く要請

（夏頃を目処にフォローアップ調査を実施。歩切りの廃止に理解をいただけない団体は、必要に応じ個別に発注者名を公表）

建設業における休日の拡大（週休2日の実現）

若者が働きやすい職場づくりのため、適正工期の確保等を通じ週休2日をはじめ休日を拡大

- 週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適正な工期設定の推進
- 直轄工事で週休2日のモデル工事の実施
- 適正工期の設定に加え、現場での工程管理の徹底、短工期受注の改善等により、官民で週休2日制（4週8休）の実現を目指す

安定的・持続的な建設事業の見通しの確保

公共投資の急激な増減は、不適格業者の参入、ダンピング受注を通じた処遇の悪化等、担い手確保に大きな副作用をもたらした経験を共有

- 公共事業予算の安定的・持続的な確保

若者の早期活躍の促進、教育訓練の充実強化

若者の入職・定着の促進に向けた更なる環境整備

- 技術検定の受験要件を大幅に緩和（2級のすべての種目で実務経験なしで学科試験の受験を可能とする。秋頃に政令を改正し来年度の試験から適用開始予定）
- 工業高校で実施しているキャラバンを、今年度は小中学校、普通高校へ実施対象を拡大
- 地域連携ネットワークによる教育訓練体系の構築を引き続き支援するとともに、職種ごとに職業能力基準（技能レベル）を示し、教育訓練に必要なプログラム・教材等を整備

女性の更なる活躍の推進（5年で女性倍増を目指し、官民挙げた行動計画を实践）

女性が働きやすい現場環境の整備や地方レベルの女性活躍を推進し、女性活躍の定着を図る

- 女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動に対して支援
- 直轄工事で男女別のトイレ、更衣室等の設置を展開（積算上で配慮）
- 今夏中目途に「建設業・女性活躍応援ケースブック」を作成し、先進事例を水平展開（女性に対応した作業着や工具等の活用、フレックス朝礼や現場直行直帰の導入等、女性が働きやすい現場環境改善の実践事例やノウハウ、改善のポイント等を紹介）

施工の標準化・省力化・効率化

人材・資機材の効率的な活用

重層下請構造の改善

新技術・新工法の活用等

■ 情報化施工、プレキャスト化等の推進

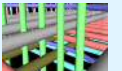
施工の省力化・効率化

- 「ロボット新戦略」に基づく情報化施工、無人化施工の拡大
- プレキャスト化（工場製品の活用等）による施工の省力化・効率化

■ CIM等の導入・活用等の推進

システム全体の『見える化』による効率化・高度化

- CIMを活用する試行工事の更なる拡大
- 民間建築工事におけるBIMの活用推進【業界】



配筋シミュレーション3次元モデル  
図面等の整合性確保等により手戻り等を

適正工期の設定、工程管理等の円滑化等

■ 工程表・クリティカルパスの受発注者間の共有

情報共有や対応の迅速化による現場運営の効率化

- 適正工期の設定、工程管理のため、国土省・日建連においてモデル工事を実施、フォローアップ

■ 公共建築工事における適切な工期設定の推進

- 地方公共団体と連携し、営繕工事における適切な工期設定の考え方を、公共建築工事全般に拡充

■ 適切な発注関係事務の実施

- 公共工事における適切な施工条件の明示、適切な設計変更、受発注者間の業務の効率化等

■ 民間工事等における生産性向上の実践事例を官民連携して水平展開

生産性向上のベストプラクティスを普及促進

- 民間建築工事における設計・施工一括方式の活用や民間発注者との発注見通しの共有等の生産性向上の好事例を水平展開

（このほか、設計図書の不備の解消、労務の効率化等を含め民間工事等における生産性向上の実践事例を収集・分析、効果的な水平展開の方策を検討）

施工時期等の平準化

■ 公共工事における施工時期等の平準化

年度内の工事量の偏りを解消し年間を通じた工事量が安定することで人材・機材の実働日数の向上等を図る

- 直轄工事で今年度当初予算から国庫債務負担行為の柔軟な活用・運用を開始

- 余裕期間の設定

- 直轄工事における平準化施策の内容等を地域発注者協議会などを通じて各発注機関に周知・共有し地方公共団体における施工時期等の平準化の取組拡大を促進

技術や技能・経験等に応じた人材の配置

■ 現場配置技術者の効率的な活用

社会経済情勢の変化を通じ実態に合った技術者の効率的な活用を促進

- 技術者配置に関する金額要件を引上げ（今後、物価上昇、消費税増税等を踏まえ、具体的な引上げ額を検討し、秋頃目途に、政令改正を予定）

- ・ 監理・主任技術者の専任配置が必要な請負代金額の緩和
- ・ 監理技術者の配置が必要な下請契約の合計金額の緩和

- 一定の要件を満たす官公需適格組合内での技術者配置要件の緩和（組合員からの技術者の在籍出向）

■ 就労履歴管理システムの早急な構築（再掲）

技能・経験等の『見える化』による、技能・経験に応じた効率的な人材配置の促進

行き過ぎた重層化の回避

行き過ぎた重層化の回避により、元請企業による工程管理や下請企業との連絡調整の円滑化、効率的な施工を促進。重層化に伴う間接経費の増加や下請の労務費に対するしわ寄せを抑制

- 日建連において平成30年度までに可能な分野で原則2次以内を目指す

- ・ 会員企業による段階的な下請回数目標の設定を推進
- ・ 元請は1次下請に対し平成30年度までに再下請契約について原則2次以内とするよう指導 等

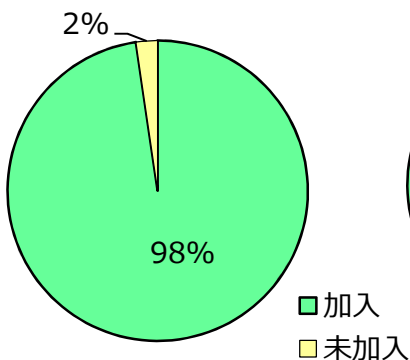
- 効果的な方策の検討に向けて、今年度、実態調査を実施

- ・ 工種、工事規模別の施工体制の実態を調査し、行き過ぎた重層下請契約及びその発生要因を分析
- ・ 既に実施されている下請回数抑制に向けた具体的な取組を分析するとともに、不要な下請契約の回避に資する方策を検討

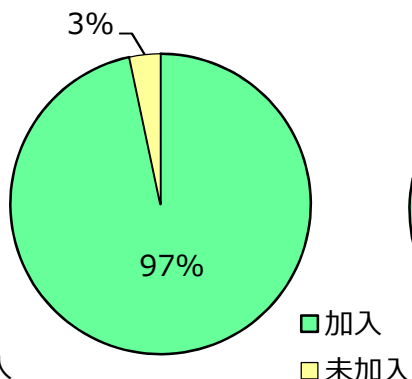
- 公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
  - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+1.4%]、**健康保険では97%** [対前年度比+2.4%]、**厚生年金保険では96%** [対前年度比+2.5%] となっています。
  - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では82%** [対前年度比+2.8%]、**健康保険では77%** [対前年度比+4.5%]、**厚生年金保険では74%** [対前年度比+5.0%] となっています。

## 企業別

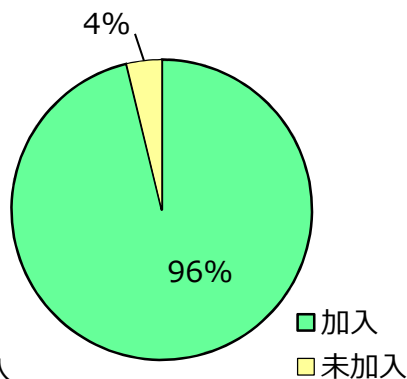
### <雇用保険>



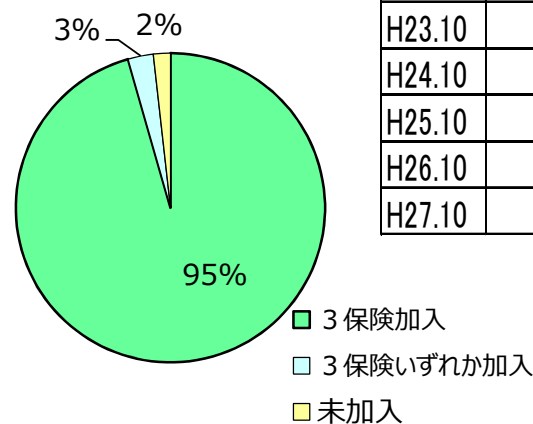
### <健康保険>



### <厚生年金>



### <3保険>

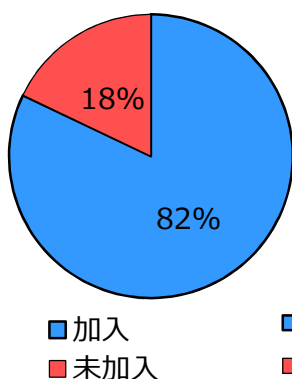


#### 企業別・3保険別加入割合の推移

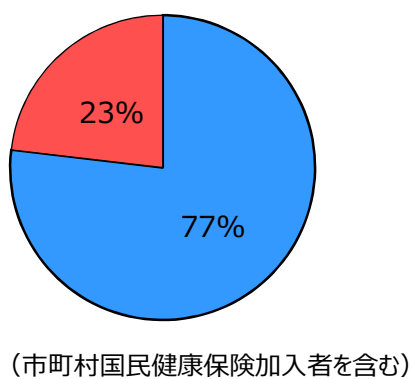
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%

## 労働者別

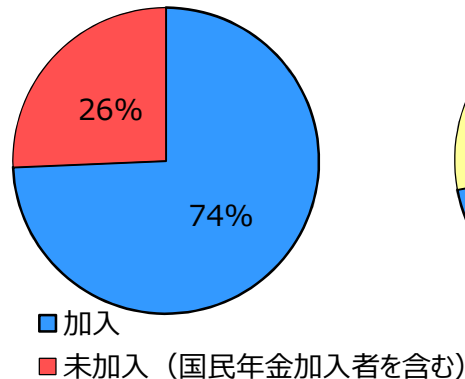
### <雇用保険>



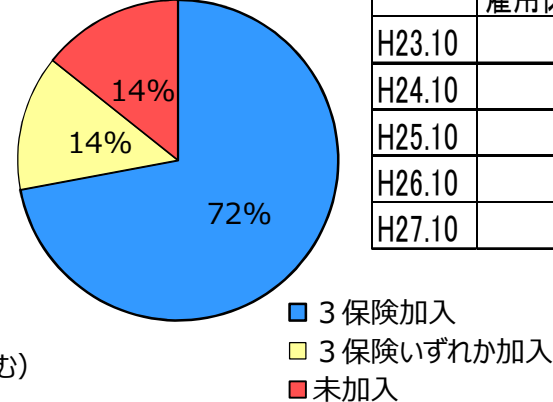
### <健康保険>



### <厚生年金>



### <3保険>



#### 労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%



# 社会保険等未加入対策について

総合的対策の推進

行政による チェック・指導	<p>&lt;H24. 7~&gt; ○経営事項審査における減点幅の拡大</p>	<p>&lt;H24. 11~&gt; ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に</p>
------------------	--	---

直轄工事における対策	<p>&lt;H26. 8~&gt; ○下請金額の総額が3千万円以上の工事における社会保険等未加入建設企業の通報・加入指導等の実施 ○元請企業及び下請金額の総額が3千万円以上の工事における一次下請企業を社会保険等加入企業に限定</p> <p>&lt;H27. 4~&gt; ○下請金額の総額が3千万円未満の工事においても、社会保険等未加入建設企業の通報・加入指導等の実施</p> <p>&lt;H27. 8~&gt; ○下請金額の総額が3千万円未満の工事においても、一次下請企業を社会保険等加入企業に限定する措置を試行</p>
------------	---

下請企業への指導(下請指導ガイドライン)	法定福利費の確保
<p>&lt;H24. 11~&gt; ○協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。 ○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。 ○2次以下についても、確認・指導。 ○新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。等</p> <p>&lt;H27. 4~&gt; ○法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを記載(下請企業が再下請に出す場合も同様)。 ○提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載。 ○平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載。</p>	<p>&lt;H24. 4~直轄工事の予定価格への反映&gt; ○現場管理费率式(土木、平成24年4月から)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分、平成25年10月から)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分、平成25年4月から)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。</p> <p>&lt;H25. 9~法定福利費を内訳明示した見積書(標準見積書)の活用&gt; ○各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を一斉に開始。</p> <p>&lt;H26. 1~民間発注者への働きかけ&gt; ○主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。</p> <p>&lt;H27. 1~法定福利費の確保に向けた関係者の申し合わせ&gt; ○平成27年1月19日に建設業関係団体からなる第4回社会保険未加入対策推進協議会を開催し、元請企業は、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示すること等について申し合わせ。</p> <p>&lt;H27年度~元下間での法定福利費の確実な移転に向けた取組&gt; ○法定福利費を内訳明示する能力向上を図るため、建設業会計に関する研修(原価管理等)を実施。 ○別枠支給、事後精算等の方策について、法令改正や請負契約における措置等の幅広い観点から検討。</p> <p>&lt;H27年度~民間発注者への働きかけ&gt; ○民間発注者に対し法定福利費を含む適正価格での発注を働きかけ(先進的取組の水平展開)</p> <p>&lt;H27年秋以降~社会保険加入指導の前倒し&gt; ○現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施。</p>

周知	地方への周知徹底(社会保険等未加入対策地方キャラバン)	Q & A, 周知用リーフレットの作成
	<p>○平成27年5月~7月に全国10箇所(各地方整備局のブロック毎に1箇所)で開催し、施策の周知及び意見交換を実施。</p>	<p>○社会保険未加入対策に係るQ &amp; Aを作成し、ホームページで公表。 ○一人親方の労働者性・事業者性の判断基準に関するリーフレットを作成。</p>


目指す姿	実施後5年(平成29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。
<p>これにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保</li> <li>○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築</li> </ul> <p style="text-align: right;">を実現</p>	

# 平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

### 全職種平均

 全 国 (17,704円) 平成27年2月比 ; **+4.9%** (平成24年度比 ; **+34.7%**)  
被災三県 (19,457円) 平成27年2月比 ; **+7.8%** (平成24年度比 ; **+50.3%**)

※ 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

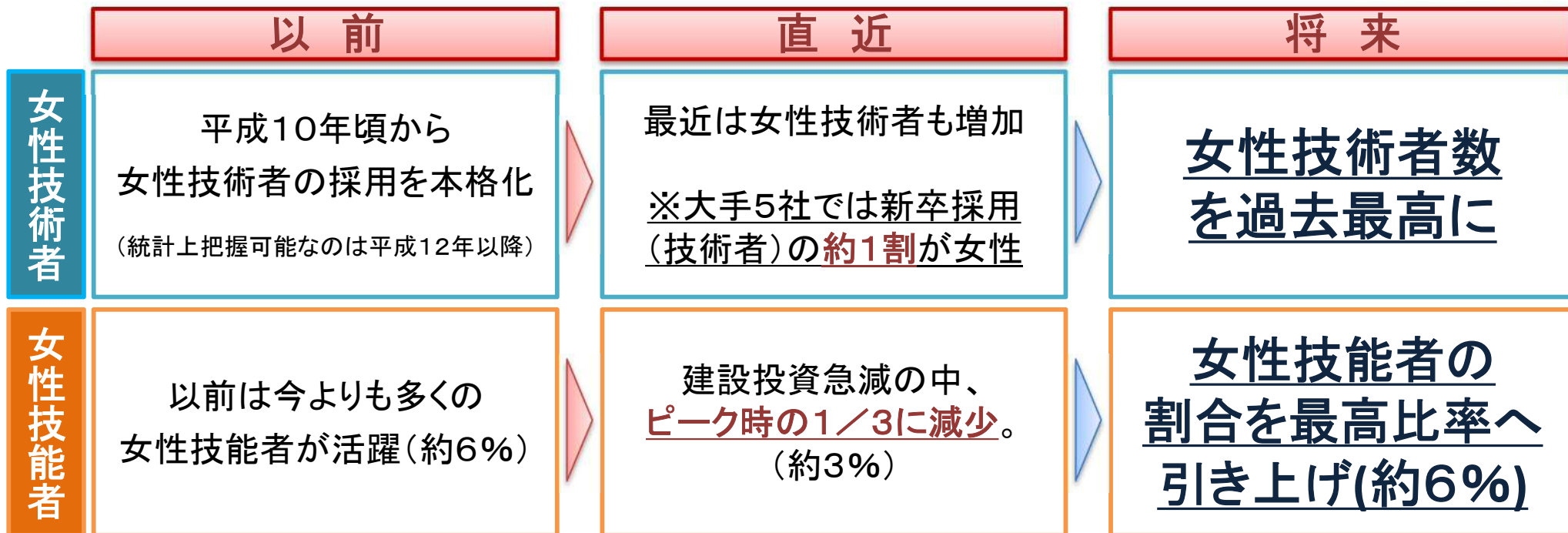
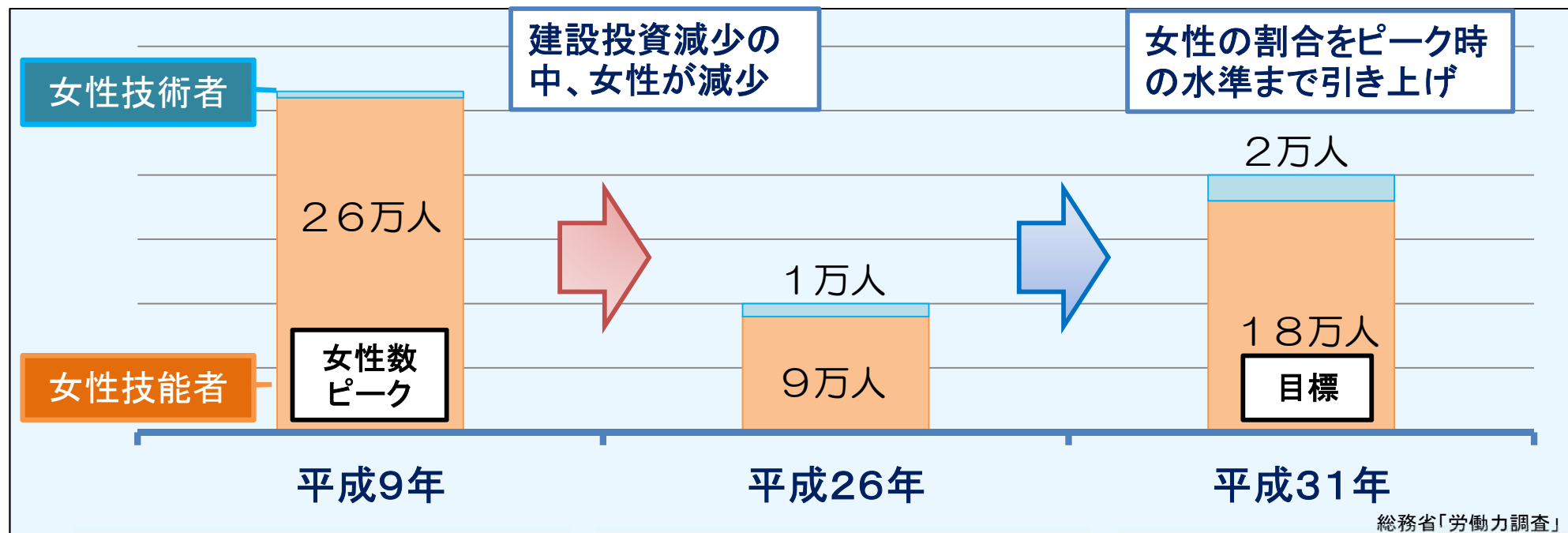
参考 : 近年の公共工事設計労務単価の伸び率

	H25	H26	H27 (H24比)
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2% (+28.5%)
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3% (+39.4%)

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値

# 女性技術者・技能者を5年で倍増

10万人 ⇒ 20万人





# 建設業における女性の更なる活躍に向けて

5年で女性倍増を目標として掲げた「もっと女性が活躍できる行動計画」策定（H26.8に官民共同で策定）を契機に、女性活躍の機運が高まっている

## ○モデル工事実施状況

全国各地で女性技術者の登用を促すモデル工事を着実に公告・実施

## ○女性応援ポータルサイト

H26.9末のポータルサイト「建設産業で働く女性がカッコいい」開設後、随時情報更新。



建設産業を支える女性たちに学生が100の質問（H27/3/24掲載）



H26建設マスター受賞女性座談会（11/12掲載）



女性活躍応援企業一覧コンテンツ開設（4/3開設）

## ○フォーラム開催など

全国建設業協会において、

- ・女性活躍フォーラムの開催
- ・ロードマップを作成し、全国展開



女性の活躍応援フォーラム（H26.11）



ロードマップ作成（H27.3）

## ○なでしこ工事チームの活躍

H26.8.18の第1号登録以降各社がチームを立ち上げ、**女性が働きやすい環境整備を実施**。（日建連）



外環大和田女子会



チームJIAI

## ○現場環境マニュアルの整備

『**「けんせつ小町」が働きやすい現場環境マニュアル**』を策定（H27.4.13公表）（日建連）

現場環境改善の具体的施策をMUST（義務的措置）とBEST（望ましい取組）に分けて提示



- （例）
- ・女性専用の仮設トイレ整備（MUST）
  - ・時差出勤制度の導入（BEST）

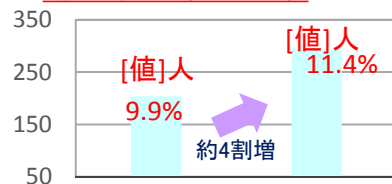
## ○新卒技術女性採用数・割合の増加

日建連の主要会員企業33社における

H27年度新卒採用数・割合の増加

※技術系**女性採用者合計数**（主要33社）

→ 昨年度比約4割増



H26 H27 技術系女性職員新卒採用数（主要33社）

今後は、更なる女性の活躍・定着を目指し、**官民一体となって具体的に現場を変えていくステージ**

## ○実態調査、課題抽出、先進事例の公表

建設業団体等を通じ、女性や経営者に幅広く実態調査を実施

『建設業女性活躍ケースブック』の作成・水平展開【今夏中目処】

女性が働きやすい現場環境の実践事例、ノウハウ、改善ポイントを紹介



女性に対応した工具の活用



家庭と両立できる現場環境づくり

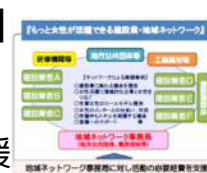
調査結果の公表  
女性就業人数、比率  
産休・育休制度導入率

ヒアリング、課題の抽出  
活躍にあたっての改善点の  
具体事例の収集

課題解決策を具体的に検討

## ○地域での定着推進【平成27年度予算事業】

地域ぐるみで女性活躍を推進する取組を全国に根付かせ、その裾野を広げるため、地域のネットワークが協働して行う活動を支援（全国12箇所の取組支援）



## ○直轄工事での取組・検討を推進【随時】

- ・トイレや更衣室等の積算上の配慮についての検討継続
- ・「建設現場における仮設トイレの事例集」策定
- ・モデル工事の実施、結果のフィードバック



仮設トイレ事例集策定（H27.6）

## ○戦略的広報の実施【随時】

- ・女子小中学生を対象とした夏休み現場見学会の実施（日建連）
- ・国交省広報紙「国土交通」における発信
- ・子供霞ヶ関見学デーでの女性活躍の発信
- ・ポータルサイトの更なる充実 等



女子小中学生現場見学会（H27.7-8）



こども霞ヶ関ツアー（H27.7）



広報紙「国土交通」（H27.6.7月号）

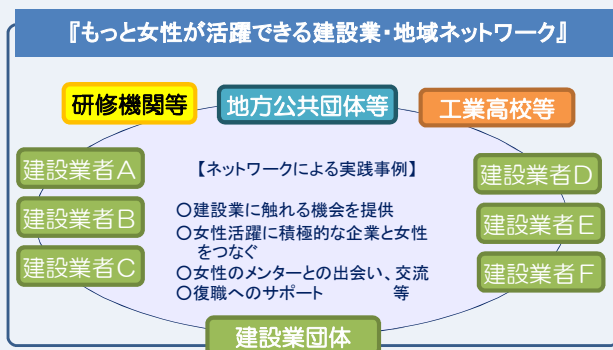
- 建設業における女性活躍は、官民挙げた『もっと女性が活躍できる建設業行動計画』（昨年8月策定）を受け、『5年以内に女性倍増』を目指して官民で様々な取組がスタート
- 昂じている機運を業界全体で持続・浸透させ取組を加速化するためには、地域ぐるみの活動の更なる深化・定着の推進とともに、建設業の女性進出で大きな課題と指摘される分野への重点対応と、他産業の創意・活力の活用・取込みを通じた女性活躍の基盤固めが不可欠

## 女性活躍のための課題に重点的に即応した対策を「パッケージ」で総合的に推進

### ①「もっと女性が活躍できる建設業」地域協働推進事業

企業・業界・行政等の関係者のネットワークが協働で行う地域ぐるみの女性活躍を支える活動を深化

→ 地域での女性活躍を定着



### ②建設業・次世代女性リーダー育成

建設業の女性活躍を牽引する、次世代を担う女性リーダー層を育成・充実

○ロールモデルとなる所長・副所長級の女性リーダーの育成に向けた、

- ・建設業に特化した女性部下を持つ経営者向けの研修
- ・将来の現場で中核を担う女性向けの研修

※科学技術立国を支える理工系女性の育成にも資する取組。



### ③もっと女性が活躍できるモデル工事現場

女性技能者が働きやすい現場の具体的な実践事例が少ない。民間建築現場をはじめ、女性技能者が働きやすい現場を普及するためモデル工事現場を支援

[モデル現場創出に向けた支援の例]

- ・家庭との両立を実現する朝礼環境の整備
- ・女性の作業負担軽減に資する機器
- ・現場職人用の託児環境の整備
- ・現場アドバイザーの派遣

等



### ④女性活躍を応援する多業種横断プラットフォーム

建設業以外(メーカー等)のシーズ・アイデアと、建設業で働く女性のニーズをマッチングするプラットフォームを整備  
女性に役立つ産業外の市場の創意・活力を取り込む

[プラットフォームの活動内容]

- ・コンソーシアムの設置
- ・女性活躍に役立つ新商品開発のサポート
- ・アンケートへの協力や試用のあっせん
- ・商品や様々な創意工夫、先駆的取組を戦略的に広報



(参画企業例)

- ・作業服メーカー
- ・工具メーカー
- ・仮設トイレ
- ・自動車



**I 本委員会の設置の目的・経緯**

**1. 本委員会の設置の目的**  
 ○ 基礎ぐい工事問題の実態や要因等について専門的見地から検討した上で、再発防止策の提言を行う

**2. 本委員会の構成**  
 委員長 深尾精一（首都大学東京名誉教授）  
 他8名の学識経験者によって構成

**3. 審議の経緯**  
 ○ 本委員会は平成27年10月27日に設置を決定。11月4日に第1回が開催された後、これまでに計6回開催され、12月25日に本報告書を中間とりまとめ

**II 基礎ぐい工事問題の概要**

**【横浜市のマンション事案の概要】**

**(1) 施工体制（元請・1次下請・2次下請）**  
 ○ 元請は下請に対する是正指導等を行っていなかった。また、施工に関する責任を巡って施工全体に係る一義的な責任を果たしているとは言い難い  
 ○ 1次下請は主な工事を再下請し、自ら総合的に企画・調整等を行っていなかった  
 ○ 1次下請も2次下請も主任技術者（専任を要する）が他の現場と兼任していた  
 ○ 2次下請のくい工事管理者は他の会社の社員であった

**(2) 基礎ぐい工事の施工**  
 ○ 元請と施工会社との間でくいの支持層到達を巡る認識に齟齬がみられる  
 ○ 元請・下請ともに電流計データ等の報告等のルールが定められていなかった  
 ○ 電流計データ等が取得できない場合の対応も定められていなかった

**(3) マンションの安全性の確認**  
 ○ 横浜市（特定行政庁）が事業主等に指示し安全性を検証中であり、震度6強から7に達する程度の地震で倒壊等しないことは確認

**【電流計データ等の流用】**

**① 旭化成建材に対する調査**  
 ○ 過去に施工した3,052件中、360件のデータ流用が判明

**② 旭化成建材以外に対する調査**  
 ○ 8社56件で流用判明 ⇒ 業界で広くデータ流用が行われていた

**③ データ流用に係る主な原因**  
 ○ 主な要因はデータ取得ができなかったことによるものが多く、その理由は機械の不具合、不注意によるミス、管理・保管ミス等による

**【安全性確認の状況】**

○ 電流計データ等の流用があった建築物のうち調査結果が明らかとなったものをみると、横浜市のマンション以外で安全上の問題が生じているものはなかった  
 ⇒ データ流用と建築物の安全上の問題との関連性は低い

**III 横浜市のマンション事案とデータ流用の実態を踏まえた問題の総括**

**5つの論点**

- 安全・安心と信頼**  
国民の信頼回復のため、再発防止に全力で取組
- 業界の風潮個人の意識**  
データ流用を許容しない風潮等の醸成
- 責任体制**  
発注者・設計者・元請・下請等の各々の責任を果たす体制
- 設計と施工**  
地盤条件等の共有と現場に即したルールによる施工
- ハードウェア**  
機械等の高度化やIT技術の活用

○ 5つの論点に関する基本的な考え方を踏まえ、「事案から直接判明した課題」と「事案の背景にあると考えられる課題」を整理

○ 「直接判明した課題」に対しては、主に基礎ぐい工事に関する適正な施工等のための体制構築、「背景にあると考えられる課題」に対しては、主に建設業の構造的な課題に関する対策を実施

**IV 再発防止策 一本委員会による提言一**

**1. 基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び施工管理のための体制構築**

**現場に即した明確なルールのもと適正な施工を確保**

**【設計】 地盤の特性に応じた設計方法等に関する周知徹底**

- 地盤情報が不十分な場合の追加の地盤調査の実施
- 複雑な地盤の場合の設計方法や留意事項等を十分に認識して設計
- 地盤情報や施工上の留意事項の施工者との情報共有

**【施工】 施工ルールの策定と現場での導入等**

- 国土交通省は一般的に遵守すべき施工ルールを作成し提示
- 建設業団体はこれに準拠し速やかに自主ルールを策定
- 国土交通省は一般的ルールの遵守について必要な指導

**【一般的に遵守すべき施工ルールとして提示する内容例】**

項目	具体的内容
施工体制	・元請は下請の主任技術者の配置状況等施工体制を確認 ・施工前に地盤条件等を下請と共有 等
支持層到達の判断	・元請の監視技術者が到達に責任を負う ・下請の主任技術者が技術的に判断、元請はその判断が正しいか確認 ・元請の監視技術者は本ぐいのうち立ち会って確認するくいを事前に決定 等
施工記録	・施工データが支持層到達を確認する記録として妥当かを元請が確認 ・データが取得できない時の補充方法をあらかじめ決定 ・ICTの活用による施工管理の合理化の推進 等

**【工事監視】** ○ 適切な施工管理を補完するための工事監視ガイドラインの策定  
 ○ 建築基準法に基づく中間検査における工事監視状況の確認

**速やかに実行し、適正な施工のための体制を構築**

**2. 建設業の構造的な課題に関する対策**

**構造的な課題に国土交通省と建設業界が正面から取り組む**

**元請・下請の責任・役割の明確化と重層構造の改善**

- 元請の統括的な管理責任のあり方
- 元請監視技術者と下請主任技術者の各々の施工管理上の役割の明確化
- 下請の主任技術者の適正配置のあり方
- 実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除

**技術者や技能労働者の処遇・意欲と資質の向上**

- 技術者制度のあり方
- 技能労働者の就労構造のあり方
- 技能労働者の経験が蓄積されるシステムの導入
- 就労環境の改善（適切な賃金水準の確保、教育訓練の充実・強化等）

**民間工事における役割・責任の明確化と連携強化**

- 発注者・設計者・元請・下請等の請負契約等の適正化（設計変更などの協議のルールの明確化等）
- 施工責任を専門的見地から審査・検証・調停する中立的な組織・機能の検討
- 施工に関する情報の積極的な公開

**○ 実行可能な施策から順次実施**  
 ○ 検討が必要な施策は速やかに議論の場を設け、建設業の将来像を見据えて対策



## ○「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」中間とりまとめ報告書（平成27年12月25日）

### 基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び 施工管理のための体制構築に関する提言（抄）

#### 【施工】

- 施工ルール策定と現場での導入等  
（一般的に遵守すべき施工ルールを作成し提示）

#### 【工事監理】

- 適切な施工管理を補完する工事監理ガイドラインの策定

### 建設業の構造的な課題に対する対策に関する提言（抄）

- 元請・下請の施工体制上の役割・責任の明確化と重層構造の改善
- 民間工事における関係者間の役割・責任の明確化と連携強化
- 技術者や技能労働者の処遇・意欲と資質の向上

## ○基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び 施工管理のための体制構築（平成28年3月4日）

### 【施工】建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき 施工ルール（告示）を策定

- 建設会社が遵守すべき事項として以下を規定
  - ・施工体制に係る事項（元請による施工体制の確認 等）
  - ・くいの支持層への到達に係る一般的な事項  
（元請による試験ぐいへの立会い 等）
  - ・施工記録に係る一般的な事項  
（施工記録が取得できない場合の代替手段の確保 等）

### 【工事監理】工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を 行うに当たって留意すべき点をガイドラインとして策定

- 工事監理者が留意すべき点として以下を規定
  - ・工事監理方針の決定にあたって把握すべき事項  
（地盤条件や工事施工者の施工記録の確認方法等を把握）
  - ・工事監理の実施方法  
（工事施工者の確認が適正に行われているか等を確認） 等

上記のほか、基礎ぐいに関する設計上の留意点や建築基準法の  
中間検査における留意点を周知

## ○建設業の構造的な課題に対する対策

- ・中央建設業審議会基本問題小委員会において検討  
（委員長:大森文彦 弁護士・東洋大学法学部教授）
- ・1月27日に初会合開催 ※以降、月1回程度開催
- ・3月2日に第2回、3月31日に第3回を開催

### ・6月を目処に中間とりまとめ



基本問題小委員会（1月27日）